

# 令和7年度 高梁市地域包括支援センター運営方針

## I 設置目的

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができ、一人一人が誇りをもって自分らしく生きることができる社会を実現するためには「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』のしくみが必要です。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。（介護保険法第115条の46第1項）

## II 設置主体

設置主体は高梁市とし、高齢者にとってより親しみやすく相談しやすい窓口とするため、『高齢者総合相談センター』と呼ぶこととします。

センターは、市直営で1か所設置します。また、市内全域でセンター機能が行き渡ることを目的に、成羽地域、川上地域、備中地域にサブセンター（ステーション）を位置づけます。さらに、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約したうえでセンターにつなぐための窓口として4か所の在宅介護支援センターを設置します。

### 1. 設置場所等

地 域	センター名	住 所
高梁市全域	高梁市地域包括支援センター	松原通 2043
成羽地域	成羽ステーション（成羽地域局）	成羽町下原 606
川上地域	川上ステーション（川上地域局）	川上町地頭 1822
備中地域	備中ステーション（備中地域局）	備中町布賀 29-2

### 2. 窓口機能の強化等

実績のある在宅介護支援センター等を窓口（ブランチ）として活用し、総合相談支援強化を目的に、センターとの協力と連携を行います。

また、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握しながら、円滑な業務の実施に努めます。

## 【窓口となる在宅介護支援センター一覧】

地 域	センター名	住 所
高梁地域	ゆうゆう村在宅介護支援センター	南町 73
高梁地域	白和荘在宅介護支援センター	高倉町大瀬八長 2663-1
高梁、成羽	在宅介護支援センター グリーンヒル順正	松原町神原 2281-8
巨瀬、中井、有漢	高梁市社会福祉協議会在宅介護支援センター	向町 21-3

## Ⅲ 運営上の基本的考え方や理念

### 1. 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

### 2. 地域性の視点

- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・地域ケア推進会議等、会議の場を通じて地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

### 3. 協働性の視点

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種を中心に、それぞれの専門性を生かし、相互に連携協働しながら「チームでの支援」の考え方を基本として、高齢者に対して様々な支援を行います
- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

### 4. 自己評価の視点

- ・センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、評価を踏まえ、事業の質の向上を図ります。

## Ⅳ 業務推進の指針

### 1 共通事項

#### (1) 事業計画の策定

地域の実情に応じて課題を把握したうえで毎年度事業計画を策定し、重点目標の設定及び課題解決を図るとともに、「高梁市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を基に「地域包括ケアシステム」のさらなる充実をめざします。

**(2) 個人情報の保護**

センター職員は、その運営上高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

**(3) 広報活動**

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等により地域住民や関係者への周知に努めます。

**(4) 苦情対応**

センターの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

## V 地域支援事業

### 総合事業

#### 1. 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス（総合事業訪問介護）

現行型：6事業所

緩和型：2事業所

##### ②通所型サービス（総合事業通所介護）

現行型：13事業所

緩和型A：ひなたぼっこ美の里

デイサービスYOU

緩和型B：巨瀬もくもくDAY

うかん気楽会

ホッと広場たかはし

##### ③介護予防ケアマネジメント

#### 2. 一般介護予防事業

##### ①介護予防把握事業

##### ②介護予防普及啓発事業（健康づくり課）

##### ③地域介護予防活動支援事業

“元気なからだづくり隊”

“通所付添サポート事業”

##### ④地域リハビリテーション活動支援事業

### 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### ①第1号介護予防支援事業

#### ②総合相談支援事業

#### ③権利擁護事業

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・地域包括支援センター運営事業

#### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

#### ⑥生活支援体制整備事業

“いきいき生活サポート事業”

#### ⑦認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

・認知症ケア向上推進事業

・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

#### ⑧地域ケア会議推進事業

### 任意事業

#### ①介護給付等費用適正化事業

・介護給付費適正化対策事業（健幸長寿課）

・介護サービス事業者適正化支援事業

#### ③成年後見制度利用支援事業

#### ④認知症サポーター養成事業

#### ②家族介護支援事業

・家族介護教室事業

・家族介護者交流事業

・認知症高齢者見守り事業

#### ⑤地域自立生活支援

・高齢者等見守体制整備事業

（緊急通報装置）

・配食サービス状況把握事業

## 令和7年度高梁市地域包括支援センター事業計画（案）

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
総合事業	1 介護予防・生活支援サービス事業			
	① 現行型サービス	○現行型訪問サービス ○現行型通所サービス ・指定事業者が介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する専門的なサービスを実施。	【対象者】 ・居宅要支援者 ・事業対象者 ・継続利用要介護者 訪問介護：6事業所 通所介護：13事業所	初回サービス利用者 ・サービス担当者会議への参加 ・委託契約の締結 ・給付管理
	② 緩和型サービス	○緩和型A訪問サービス ○緩和型A通所サービス ・市が委託した介護予防支援事業所により実施する。 ○緩和型B通所サービス ・地域住民の主体的な運営により介護予防活動を実施する。(補助)	【対象者】 ・居宅要支援者 ・事業対象者 ・継続利用要介護者 A訪問：2事業所 A通所：3事業所 B通所 ・巨瀬もくもくDAY ・うかん気楽会 ・ <u>ホッと広場たかはし</u> <u>(R7.3月開所)</u>	・委託契約の締結  ・委託料支払  ・補助金交付 ・運営支援 ・介護予防、認知症予防等の情報提供
	③ 介護予防ケアマネジメント	○介護保険における予防給付対象者や総合事業対象者に対するサービス計画の作成	・本人や家族のニーズを把握し、自立支援のためのサービス利用計画作成	・契約、サービス利用計画作成、給付管理等の業務の実施
	2 一般介護予防事業			
	① 介護予防把握事業	○地域で収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。	・面接、訪問等による高齢者実態把握	・高齢者名簿、小地域ケア会議等の情報により実態把握訪問を実施。 通いの場へ紹介
	② 介護予防普及啓発事業	○介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催(健康づくり課担当)	・市内各地域の介護予防教室への講師派遣	・ミニデイ、生きがいデイ、各地区サロン、高齢者教室等への派遣
③ 地域介護予防活動支援事業	○介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援	・元気なからだづくり隊(23か所)の活動継続支援 ・補助金による運営支援	・新規グループ立ち上げ支援 ・講師派遣 ・補助金	

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
総合事業			・通所付添サポート事業 実施9団体の活動支援 補助金による運営支援	・新規事業の立ち上げ支援 ・補助金
	④地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職の助言・指導により、要支援認定者のケアマネジメントの充実を図る。	・地域ケア個別会議：年24回（第2・4水曜日） ・訪問指導：年16回程度	・地域ケア個別会議で自立に向けたケアマネジメントの助言を受ける。 ・訪問により生活の困りごとに対しリハビリ専門職から助言を受ける。
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	①第1号介護予防支援事業	○1-③の介護予防ケアマネジメントの内容に沿って実施		
	②総合相談支援事業	○地域における関係者とのネットワークを構築し、それを活用した情報収集による実態把握を行い、相談支援を実施する。	・民生委員・児童委員協議会や、小地域ケア会議等の地域活動において、様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢者の各種相談に対応する。	・地区担当職員や在宅介護支援センター職員により、高齢者の実態把握をし、信頼される関係づくりを進める。
	③権利擁護事業	○高齢者虐待への対応 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月 厚生労働省老健局）等に基づき対応する。	・高齢者虐待防止マニュアルに沿い早期対応 ・虐待防止定例会議を年4回開催し、権利擁護アドバイザーからの助言・指導によるスキルアップと共に適切に支援する。	・必要に応じて、権利擁護アドバイザーと同行訪問し、具体的な助言を受け支援する。 ・関係機関と連携し、被虐待者の避難先の確保を円滑に行う。
		○成年後見制度の活用促進	・成年後見制度の説明や利用支援を行う。	・権利擁護センターと連携し相談を受け、必要に応じて市長申立を行う。
		○困難事例への対応	・複合的な課題を持つ世帯、孤立、サービス利用拒否等の困難事例に対して、ケース支援会議等により関係者が連携して対応策を検討し、支援する。	・左記を含め様々な原因による健康状態不良者等の実態把握訪問に取り組み、必要に応じて支援する。（市営住宅居住者、生活困窮者等）
○消費者被害の防止		・民生委員や介護サービス事業者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐ。	・民生委員・児童委員協議会で情報提供し、小地域ケア会議等地域での情報により、必要時は行政放送等による注意喚起を行う。	

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)				・消費生活センター等と連携を図り問題の解決にあたる。
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	○包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備	・医療・介護等関係機関との連携体制の整備	・医療・介護等関係機関の職員と顔の見える関係づくりを進める。
		○介護支援専門員の支援	・介護支援専門員等高齢者等の相談支援を行う専門職の資質向上を図る。	・介護支援専門員等を対象とした研修会を年3回開催する。
			・支援困難事例に対する助言、指導	・適宜、センターの各専門職や地域の関係者、関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	⑤在宅医療・介護連携推進事業	○医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取組の実施	<p>・在宅医療・介護連携推進協議会の開催</p> <p>・高梁医師会かngoねつとにより在宅医療・介護連携推進事業を推進</p> <p>・ラインワークスによる医療・介護地域ネットワークシステムの構築</p>	<p>・高梁医師会かngoねつとと連携し、医療、介護従事者のスキルアップ研修及び医療・介護連携に関する相談支援を行う。</p> <p>・実務者部会で多職種研修会を開催する。</p> <p>・市内事業所間でラインワークスによる情報連携を推進する。</p>
		○医療・介護連携に関する市民への普及・啓発の実施	<p>・実務者部会で医療・介護市民公開講座の企画運営を行う。</p> <p>・『自分らしく生きるための話し合いシート』を活用してACP（人生会議）の普及を図る。</p>	<p>・医療・介護市民公開講座、出前講座等によりACP（人生会議）の普及啓発を行う。</p> <p>・55歳健診対象者へ『自分らしく生きるための話し合いシート』を郵送して周知、活用を促す。</p>

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業 (社会保障充実分)	⑥生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターの配置 ・旧小学校区ごと(市内14か所)に配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組の推進	・第1層及び2層生活支援コーディネーターの連携・協働を推進するとともに、地域アプローチのための手法や取組を学ぶための研修参加や情報交換会等を通じて地域づくり活動の支援・促進を図る。	・生活支援体制整備連絡会を定期的で開催し、2層協議体の進捗を確認するとともに、1層・2層の情報共有を図る。 ・第1層協議体である地域包括ケアシステム検討委員会で地域課題を協議する。
		○第2層協議体活動の推進 ・生活支援コーディネーターおよび生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する第2層協議体による定期的な情報の共有・連携強化	・協議体の活動により、以下の取組を推進 ①多様な生活支援の充実 ②高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり ③地域での高齢者生活支援活動に取り組む民間企業等との連携による新規事業の立ち上げ ④地域資源マップの情報更新	・第2層協議体(地区社会福祉協議会)での支え合い活動推進(元気なかただつくり隊、通所サービスB、通所付添サポート事業等の立ち上げ、運営支援、お助け隊活用・ボランティア養成等) ・地域資源マップの活用(病院地域連携室、リハビリ専門職、介護支援専門員等に配布)
	⑦認知症総合支援事業	○認知症初期集中支援推進事業による早期支援	・早期の相談につながるよう認知症初期集中支援推進事業を周知 ・初期集中支援チーム員連絡会議での専門職間情報共有並びに認知症サポート医の助言・指導によるチーム員スキルアップ	・民生委員会、広報紙、チラシ、市ウェブサイト等で周知 ・居宅介護支援専門員へのさらなる周知 ・相談に対して早期に支援チームで初回訪問する。
		○地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図るための取組推進	・認知症カフェの運営支援、立ち上げ支援を進める。 ・認知症月間に合わせて理解啓発活動の実施 ・認知症ケアパスの普及啓発	・認知症地域支援推進員により認知症カフェの後方支援を行う。 ・認知症施策検討委員会委員、キャラバンメイト等の協力により、街頭啓発、パネル展示、もの忘れ相談等を開催する。

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業 (社会保障充実分)				・認知症の出前講座、市民公開講座での認知症研修会を企画する。
		○認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐチームオレンジを地域ごとに整備	・希望者に認知症サポーターステップアップ講座を開催する。 ・チームオレンジの運営支援、フォローアップ研修を行う。	・既に認知症の人が参加し自然に支援をしているグループにサポーター講座、ステップアップ講座の受講を促し、チームオレンジの立ち上げにつなげる。
		○認知症の本人と家族の支援	認知症本人ミーティング、家族ミーティングを年2回開催する。	・市広報紙、行政放送、市公式SNS等で広報。 ・センターが把握しているケースへミーティングを紹介、参加勧奨 ・居宅介護支援事業所への周知
	⑧地域ケア会議推進事業	○地域ケア個別会議(自立支援型)の開催 高齢者の自立支援、重度化予防を目指した支援のあり方を検討する。	・総合事業の利用者を対象に、目標設定および具体的な支援策、地域資源の活用等について多職種間で検討し、その内容をケアマネジメントに活かす。	・月2回定例開催 ・検討数：4～6件/回 ・1事例20分程度 ・参加者：リハビリ専門職・居宅主任介護支援専門員・薬剤師、地域包括支援センター職員等
		○ケース検討会議、多職種事例検討会議の開催	・支援困難事例について随時ケース会議を開催	・支援関係者、多職種により開催する。
		○小地域ケア会議の開催	・民生委員・児童委員、健康福祉部職員、社協職員で地域の福祉課題、個別の課題について意見を出し合い、解決へ向けた協議の実施	・14地区の民生委員・児童委員協議会の開催に合わせて月開催する。 ・実態把握、支援が必要な場合は早期に訪問し必要な支援を講じる。

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
任意事業	①介護給付費等適正化事業	○事業者や事業者団体に研修や説明会等を通じて適正化事業の目的を共有し、実現に向け協働する。	・介護支援専門員等研修会を開催する。	・岡山県介護支援専門員協会高梁支部と協働し、年3回開催
	②家族介護者支援事業	○介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施	・介護者教室の開催 ・家族介護者のつどいの開催 ・認知症高齢者見守り事業	・各地区1回程度開催 ・年3回開催 ・みまもりネットワーク事業への事前登録推進 ・高齢者位置情報サービス利用助成
	③成年後見制度利用支援事業	○市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	・市長申立て支援、本人または親族申立てに要する費用の助成、成年後見人等に対する報酬の助成を行う。	
	④認知症サポーター養成事業	○認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成。	・地域の団体、学校、事業所を対象に認知症サポーター養成講座を開催 ・キャラバン・メイト連絡会を開催し、メイトの顔の見える関係づくり、研修を行う。	・小・中、高等学校、大学で認知症サポーター養成講座を実施する。 ・メイト養成は高梁川流域研修及び岡山県研修を活用する。 ・連絡会兼研修会を年1回程度開催する。
	⑤地域自立生活支援事業	○高齢者等見守り体制整備事業  ○配食サービス状況把握事業	・高齢者世帯の家庭内事故等による通報に随時対応(24時間・365日)  ・配食を通じて、高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じて委託先よりセンター等に報告	・固定電話型、見守りセンサー付、携帯電話型等利用者の状況に応じた機器の貸与  ・状況に応じてセンター職員が対応
その他の事業	家族介護用品支給事業	○要介護者を在宅で介護している家族に対して、介護用品の支給券を交付し介護者の経済的負担の軽減を図り在宅生活を支援する。	・在宅で非課税世帯に属する要介護4、5の認定を持つ者を介護している家族に対して、4カ月ごとに支給券を交付	

令和6年度 高梁市地域包括支援センター職員の配置状況

常 勤					
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職	介護福祉士
1	5	3	2	2	1
人員基準	2	2	2		